

○八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則

平成4年3月31日

規則第46号

改正 平成4年12月9日規則第72号

平成9年11月19日規則第21号

平成10年3月31日規則第13号

平成11年3月30日規則第15号

平成14年3月27日規則第15号

平成19年6月11日規則第19号

平成21年8月13日規則第18号

平成27年6月22日規則第22号

平成27年12月24日規則第50号

平成28年3月25日規則第41号

平成30年5月16日規則第17号

平成30年7月23日規則第19号

平成30年9月28日規則第28号

令和2年6月22日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（平成4年条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険に関する法令)

第2条 条例第3条第1項及び第5条に規定する社会保険に関する法令とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（一部改正〔平成9年規則21号・10年13号・30年19号〕）

（その他の法令）

第3条 条例第5条に規定するその他の法令とは、次の各号に掲げる法令をいう。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）

(3) その他医療費の一部について本人負担の規定されている法令

（全部改正〔平成19年規則19号〕）

（受給資格）

第4条 条例第3条第2項第5号の規定により規則で定める者（以下「基準世帯員」という。）は、次の各号に掲げる重度心身障害者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。ただし、18歳未満の重度心身障害者（以下「重度心身障害児」という。）の保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合（第2号に掲げる場合に限る。）は、当該重度心身障害児の養護者及び当該重度心身障害児の加入している国民健康保険の被保険者（当該重度心身障害児以外の者で、かつ、当該重度心身障害児と同一の世帯に属する者に限る。）とする。

(1) 重度心身障害者の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である場合 重度心身障害者の加入している医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）の規定による被保険者（当該医療の給付に係る障害者以外の者で、かつ、健康保険法の規定による被

保険者（同法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法に規定する被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に規定する共済組合の組合員、私立学校教職員共済法に規定する私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条に規定する日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にあるものをいう。）

- (2) 重度心身障害者の加入している医療保険が国民健康保険である場合  
重度心身障害者の加入している国民健康保険の被保険者（当該医療の給付に係る重度心身障害者以外の者で、かつ、同一の世帯に属するものに限る。）
- (3) 重度心身障害者の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合  
重度心身障害者の加入している後期高齢者医療の被保険者（当該医療の給付に係る重度心身障害者以外の者で、かつ、同一の世帯に属するものに限る。）

（追加〔平成27年規則22号〕）

（受給資格申請）

第5条 条例第4条第1項の規定による申請は、重度心身障害者医療費助成受給券交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、当該書類により証明すべき事実を市長が公簿等により確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の判定書
- (2) 保険証又は組合員証
- (3) その他市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成11年規則15号・27年22号・50号・30年28号・令和2年30号〕）

（寡婦（夫）控除等のみなし適用申請）

第5条の2 医療費の助成を受けようとする者が別表の備考の2第4号に規定する所得割の算定方法による控除の適用（この条において「寡婦（夫）控除

等のみなし適用」という。)を受けようとするときは、重度心身障害者医療費における寡婦(夫)控除等のみなし適用申請書(別記様式第1号の2)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、当該書類により証明すべき事実を市長が公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 寡婦(夫)控除等のみなし適用の対象となる者本人の戸籍全部事項証明書

(2) 所得割の算定において寡婦(夫)控除等のみなし適用の対象となる子の所得証明書

(追加〔平成30年規則28号〕)

(資格の認定及び却下)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、条例第4条第2項の規定によりその適否を審査し、受給資格があると認めるときは、重度心身障害者医療費助成受給券(別記様式第2号。以下「受給券」という。)を交付するものとする。また、却下したときは、重度心身障害者医療費助成却下通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により受給券の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)がその資格を喪失したときは、速やかに重度心身障害者医療費助成受給資格喪失届書(別記様式第4号)を提出するとともに、受給券を市長に返還しなければならない。

3 受給資格者が受給券を汚損し、又は紛失したときは、重度心身障害者医療費助成受給券再交付申請書(別記様式第5号)により、市長に申請して再交付を受けなければならない。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(負担基準額)

第7条 条例第5条第3号の規定により規則で定める対象者が負担すべき額は、別表に掲げる世帯区分の欄に応じ、それぞれ自己負担額の欄に定める負担基準額とする。

(追加〔平成27年規則22号〕)

(受給券の有効期間、更新及び変更等)

第8条 受給券の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日から翌年度の7月31日までとし、以後1年ごとに更新するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 条例第6条第4項各号の規定により受給資格者が医療機関等において医療の給付を受けた場合は、重度心身障害者医療費助成請求書（別記様式第6号）に重度心身障害者医療費助成受領証明書（別記様式第7号。以下「受領証明書」という。）及び医療費支払領収書を添えて、市長に申請するものとする。ただし、特別の事情があるときは、その者の養護者が代わって請求することができる。

3 前項の場合において、受領証明書に記載されるべき内容が医療費支払領収書により確認できるときは、受領証明書の添付を省略することができる。

4 第2項に規定する請求は、当該請求をしようとする月から2年前までさかのぼり、これを行うことができる。

5 第2項及び第4項に規定する請求は、所得税法（昭和40年法律第33号）第73条の規定による医療費控除を受けていない医療費について、これを行うことができる。

(追加〔平成27年規則22号〕、一部改正〔令和2年規則30号〕)

(支給決定通知)

第9条 市長は、前条第2項の規定による請求書を受理したときは、速やかに審査し、決定したときは重度心身障害者医療費助成支給決定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。また、却下したときは、重度心身障害者医療費助成支給却下通知書（別記様式第9号）により、受給資格者又はその者の養護者に通知するものとする。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(変更の届出)

第10条 受給資格者は、次の各号に掲げる変更が生じたときは、重度心身障害者医療費助成受給資格変更届（別記様式第10号）及び受給券を、市長に提出しなければならない。

- (1) 加入している国民健康保険法又は第2条に規定する社会保険に関する法令に基づく保険に変更が生じたとき。
- (2) 住所（居住地）に変更が生じたとき。
- (3) 口座振替金融機関等に変更が生じたとき。
- (4) その他申請内容に変更が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による変更届及び受給券を受理したときは、受給券に変更内容を記載し、当該受給資格者に受給券を返却するものとする。

（一部改正〔平成27年規則22号〕）

（経費の助成）

第11条 市長は、受給資格者が第6条第2項に規定する受領証明書に要する経費を保険医療機関又は保険薬局に支払ったときは、その経費の全額を助成する。

（一部改正〔平成4年規則72号・27年22号〕）

（台帳等の整備）

第12条 市長は、医療費助成の支給実態を明確にするため、重度心身障害者医療費助成台帳等を備えなければならない。

（一部改正〔平成27年規則22号〕）

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月9日規則第72号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成9年11月19日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月31日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年3月30日規則第15号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 27 日規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 11 日規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 8 月 13 日規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 6 月 22 日規則第 22 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則第 5 条の規定による申請、第 6 条の規定による資格の認定及び受給券の交付その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成 27 年 12 月 24 日規則第 50 号）

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日規則第 41 号）

この規則は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 16 日規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 23 日規則第 19 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表の備考の2第3号の規定は、平成30年度以後の負担基準額の算定から適用し、平成29年度までの負担基準額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月28日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成30年9月1日から適用する。

附 則（令和2年6月22日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則第5条の規定による申請、第6条の規定による資格の認定及び受給券の交付その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第7条）

（追加〔平成27年規則22号〕、一部改正〔平成30年規則17号・19号・28号〕）

	世帯区分	自己負担額
A	市町村民税非課税世帯	0円
B	市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税されている世帯である場合	0円
C	市町村民税所得割課税世帯	300円

備考

1 市町村民税所得割課税世帯とは、基準世帯員（重度心身障害者が基準世帯員（当該重度心身障害者の配偶者を除く。）の扶養親族及び被扶養者に該当しないときは、基準世帯員を、当該重度心身障害者の配偶者のみであるものとする。）についての医療の給付があった月の属する年度（医療の給付があった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第

292号第1項第2号に掲げる所得割をいう。ただし、同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下同じ。)が3に規定するところにより合算したときに市町村民税の所得割が課税される世帯をいう。

2 所得割の額の算定方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 地方税法第314条の7並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 重度心身障害者(児)及び基準世帯員が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 重度心身障害者(児)又は基準世帯員が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあ

るのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 合算した額の算定については、次の各号に掲げる重度心身障害者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算するものとする。

(1) 重度心身障害者が医療保険各法に規定する被保険者である場合  
当該重度心身障害者の市町村民税の所得割の額

(2) 第4条のただし書に該当する場合又は同条第2号若しくは第3号に掲げる場合  
当該重度心身障害者の市町村民税の所得割の額及び  
基準世帯員の市町村民税の所得割の額

(3) 重度心身障害者が前2号のいずれにも該当しないものである場合  
当該重度心身障害者に関する基準世帯員の市町村民税の所得割の額

4 対象者が負担すべき額は、自己負担額に入院日数又は通院回数を乗じて得た額とする。（世帯区分が市町村民税所得割課税世帯においては、入院1日又は通院1回において保険診療の一部負担額が自己負担額に満たない場合にあっては、その満たない額とする。）

5 同一日に入院及び通院が重複する場合は、それぞれ1日又は1回として自己負担額を算定する。

別記様式第1号（第5条）

（全部改正〔令和2年規則30号〕）

様式第1号の2（第5条の2）

（追加〔平成30年規則28号〕）

様式第2号（第6条）

（全部改正〔平成27年規則22号〕）

様式第3号（第6条第1項）

（全部改正〔平成27年規則22号〕）

様式第4号（第6条第2項）

（全部改正〔平成27年規則22号〕）

様式第5号（第6条第3項）

（全部改正〔平成27年規則22号〕）

様式第6号（第8条第2項）

（全部改正〔令和2年規則30号〕）

様式第7号（第8条第2項）

（全部改正〔平成30年規則17号〕）

様式第8号（第9条）

（一部改正〔平成27年規則22号〕）

様式第9号（第9条）

（全部改正〔平成28年規則41号〕）

様式第10号（第10条）

（全部改正〔平成27年規則22号〕）